生野幼児園重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです

I 施設運営主体

| 名称 | 社会福祉法人 真光福祉会 |
|-------|-----------------|
| 所在地 | 大阪市生野区生野東3丁目1-9 |
| 電話番号 | 06-6712-6975 |
| 代表者氏名 | 理事長 濵田 和人 |

2 利用施設

| 施設の種類 | 保育所 |
|--------|------------------------------------|
| 施設の名称 | 生野幼児園 |
| 施設の所在地 | 大阪市生野区生野東3丁目1-9 |
| 連絡先 | 電話番号 06-6712-6975 |
| | FAX 番号 06-6712-6977 |
| 管理者 | 園長 定井 新吾 |
| 対象児童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要と |
| | する小学校就学前児童 |
| 認可定員 | O歳児 I 2名 I 歳児 20名 2歳児 30名 |
| | 3歳児 40名 4歳児 48名 5歳児 50名 |
| 利用定員 | O歳児 3名 I歳児 II名 2歳児 I5名 |
| | 3歳児 19名 4歳児 16名 5歳児 16名 |
| | |
| 開設年月日 | 昭和 50 年 8月 18日 |
| 事業所番号 | 2710051003624 |

3 施設の目的・運営方針

生野幼児園(以下「当園」という)は、以下の運営方針に基づき,保育を必要とする児童を日々受け 入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1)「当園」は、保育の提供に当たっては,入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2)「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に,園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3)「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うように努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(I) 施設

| 敷地 | | 701.05 ㎡(法人所有)+ 644.73 ㎡(借地) |
|------|----|------------------------------|
| 園舎 | 構造 | 鉄骨造、陸屋根、3階建 |
| 延べ面積 | | 776.78 m ² |
| 園庭 | | 320.21 ㎡(法人所有)+ 644.73 ㎡(借地) |

(2)主な設備

| 設備 | 部屋数 | 備考 |
|----------|-----|----|
| 乳児室 | 1 | |
| 保育室 | 8 | |
| 遊戯室(ホール) | ı | |
| 調理室 | I | |
| 事務室 | I | |

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成20年3月28日厚労告 | 4 |)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (I) 特定教育・保育及び時間外保育の提供 下記8に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 音楽指導専門の指導者を迎え、音楽全般の指導
- (3) 体操指導専門の指導者を迎え、体育全般の指導
- 6 職員の職種、員数及び職務の内容(令和4年4月1日現在)

| 職種 | 職務の内容 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|-----|-------------------|----|----|-----|----|
| 園長 | 園務をつかさどり、所属職員を監督 | 1名 | 1名 | | |
| 副園長 | 園務をつかさどり、所属職員を監督 | 1名 | 1名 | | |
| 主任 | 園長を助け、園務の一部 | 1名 | 1名 | | |
| 保育士 | を整理、園児の保育をつかさどる | | | | |
| 副主任 | 園長を助け、園務の一部を整理、園児 | 1名 | 1名 | | |
| | の保育をつかさどる | | | | |
| 保育士 | 保育に従事する | 9名 | 7名 | 2名 | |
| 栄養士 | 献立作成、給食業務に従事する | | | | |
| 調理員 | 給食業務に従事する | 名 | | 1名 | |

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という)の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

| 職種 | | 勤務体系 |
|---------|-----------|----------------|
| 園長 副園長 | 正規の勤務時間帯(| 8:45 ~ 17:00) |
| 主任 副主任保 | 正規の勤務時間帯(| 8:45 ~ 17:00) |
| 育士 | | |
| 保育士 | 正規の勤務時間帯(| 8:45 ~ 17:00) |
| 調理員 | 正規の勤務時間帯(| 8:15 ~ 16:30) |

[※]ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、次の時期には休園となります。ただ、その年の曜日によって、少し変わることがあります。 夏期(8月13日~15日)、冬期(12月29日~1月4日)、学期末(3月31日)

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、原則8時~18時とします。

[※]職務の都合上、上記と異なる勤務時間帯となることがあります。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況および

(I) 食事の提供方法 お弁当給食

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。 児童の年齢に応じ,以下の時間帯に食事の提供を行います。

| | 午前間食 | 昼食 | 午後間食 |
|------|--------|---------|------|
| O歳児 | 9時30分頃 | 時 | 15時頃 |
| I 歳児 | 9時30分頃 | 時 0分頃 | 15時頃 |
| 2歳児 | 9時30分頃 | ⅠⅠ時20分頃 | 15時頃 |
| 3歳児 | | ⅠⅠ時30分頃 | 15時頃 |
| 4歳児 | | 時40分頃 | 15時頃 |
| 5歳児 | | 時50分頃 | 15時頃 |

[※]献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係わる利用者負担(保育料)
 - 支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係わる利用者負担金等
 - (I) に掲げる保育料の他、別表に掲げる費用を負担していただきます。支払い方法については、別途お知らせします。

|| 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として 障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要 事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用終了に関する事項

当園は以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は,以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

| 医療機関の名称 | 大楠病院 |
|-----------|------------------|
| 医院長名又は医師名 | 院長 大楠善彦 |
| 所在地 | 大阪市生野区舎利寺2-10-14 |
| 電話番号 | 06-6712-0271 |

(2) 歯科

| 医療機関の名称 | はぶ歯科医院 |
|-----------|-----------------|
| 医院長名又は医師名 | 羽生 卓也 |
| 所在地 | 大阪市生野区林寺4-11-14 |
| 電話番号 | 06-6714-2653 |

|15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する緊急連 絡先へ速やかに連絡を行います。

|16 非常災害時の対策

| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応いたします |
|---------|--|
| 防災設備 | ・自動火災報知器 有り・誘導灯 有り ・非常警報装置 有り・消火器具 有り ・避難器具 有り |
| 避難·消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します |

17 虐待の防止のための措置に関する相談窓口

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係わる窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ·窓口担当者 定井 新吾

ご利用相談窓口 ・ご利用時間 8:30~18:00

- ·電話番号 06-6712-6975
- ·FAX 番号 06-6712-6977
- ・担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出下さい

19、利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

| 保険の種類 | あいおいニッセイ同和損害保険 日本スポーツ振興センター |
|-------|-----------------------------|
| 保険の内容 | 火災等・児童の事故対応 |
| 保険金額 | 100,000,000円 |

20 園児の利用状況(毎年度5月1日現在)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|
| O歳児 | 3名 | 2名 | 2名 | 3名 |
| I歳児 | 20名 | 12名 | 12名 | 11名 |
| 2歳児 | 16名 | 11名 | 11名 | 15名 |
| 3歳児 | 30名 | 17名 | 17名 | 15名 |
| 4歳児 | 17名 | 14名 | 15名 | 19名 |
| 5歳児 | 15名 | 17名 | 14名 | 15名 |

21 第三者評価の受審,自己評価の実施状況

現在、受審も、自己評価の実施も行われておりません。

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

23 当園におけるその他の留意事項

| 喫煙 | 当園の敷地内は禁煙です。 |
|-----------|------------------------------|
| 宗教活動、政治活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活 |
| 営利活動 | 動、政治活動及び営利活動はご遠慮下さい。 |

保育の提供に要する実費に係わる利用者負担金等

◆幼児クラス

主食費1,500 円副食費4,700 円*絵本代500 円安全管理費500 円施設協力費500 円合計7,700 円

◆乳児クラス

絵本代500 円安全管理費500 円施設協力費500 円エプロン・ロふき使用料 877 円

合計 2,377 円

- ・毎月 25 日にオレンジ色の封筒をお渡ししますので、月末までに事務所へお納めください。
- ・おつりのないようにしてください。
- ・副食費は、徴収対象家庭のお子様が対象となります。

◆行事費

- ①運動会参加費 1,500円
- ②発表会参加費 1,000円
- ③園外保育参加費 3,500円
- ④夕涼み会参加費 1,300円
- ⑤ 卒 園記 念 品 代 4,500 円
- ①と②は全クラス、③は幼児クラス、④と⑤は年長クラス対象となります。
- ・物価高騰などにより、価格を改定する場合があります。
- ・その都度、お手紙にてお知らせしますので、メ切り日までに事務所へお納めください。
- ・おつりのないようにしてください。